

規制シート(様式)

200199000550001

平成28年12月22日

規制の名称	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水・大気環境局自動車環境対策課長 瀧口博明
規制目的	スパイクタイヤの使用を規制し、及びスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する対策を実施すること等により、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。		
規制内容の概要	環境大臣は住民の健康保護及び生活環境の保全が必要な地域を指定地域と定め、これらの地域において [1] 都道府県知事に対する、当該地域に対する調査等の対策の実施の責務 [2] スパイクタイヤの原則的使用禁止及び違反者に対する罰則の適用等を定めている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	現状でスパイクタイヤの利用実態はほとんど認められず(平成23年度環境省調査結果より)、この状況を維持するためにも規制の維持が必要。平成23年度に利用者アンケート、有識者及び関係自治体へのヒアリングを行った結果、規制の継続を求める意見が多かった。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		